

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 みつばちの腐蛆病<sup>そ</sup>の発生  
新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定 (四件)
- 土地改良事業の認可 (二件)
- 解除予定の保安林 (二件)
- 普通母樹林の指定の解除
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画事業の認可 (二件)
- ◇ 公 告 液化石油ガス設備士試験の実施  
クリーニング師試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十号

みつばちの腐蛆病<sup>そ</sup>が発生したので、みつばちについての腐蛆病<sup>そ</sup>予防に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号)第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

発生年月日 発生場所 発生群数 摘 要

昭和五十四年八月 岩美郡国府町三代寺

二群 焼却処分とする。

二十三日 二二三

### 鳥取県告示第七百二十一号

下市駅南土地改良区から申請のあった新たに行おうとする土地改良(下市駅南地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二十四日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第七百二十二号

昭和五十四年六月二十二日付けで岩美町から申請のあつた土地改良（浦富地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月二十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

岩美町役場

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百二十三号

昭和五十四年七月十三日付けで鹿野町から申請のあつた土地改良（未用地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月二十九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

## 三 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百二十四号

昭和五十四年七月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（高住地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百二十五号

昭和五十四年六月二十七日付けで船岡町から申請のあつた土地改良(単地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年八月二十九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第七百二十六号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木(雨坪)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県告示第七百二十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木(鉄穴内)地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年八月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により

告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 鳥取県告示第七百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町新屋字ツク谷一八五九の四八、一八五九の五〇から一八五九の五二まで、一八五九の六、字野組一八四八の第一（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第七百二十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町花口字長者原一の四一から一の四四まで  
保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 解除の理由

道路用地とするため

## 鳥取県告示第七百三十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者の住 所及び氏名
四十六	昭和五十四年 八月二十八日	すぎ	日野郡日野町 舟場八五九	本 四九五 ヘクタール	一・〇一	日野郡日野町 舟場 佐々木繁治

鳥取県告示第七百三十一号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者 者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
百六十四	大山森林組合	西伯大山町佐摩三 七二番地	穂の採取並び に幼苗及び幼 木の育成	大山森林組 合苗畑	西伯郡大山 町佐摩
百六十三	中山町森林組合	西伯郡中山町下甲 二九〇―二番地	〃	中山町森林 組合苗畑	西伯郡中山 町下甲

鳥取県告示第七百三十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者 者の名称	生産事業者 の住所	生産事業の内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
二百十六	大山森林組合	西伯郡大山町上方 一一三三番地	穂の採取並び に幼苗及び幼 木の育成	大山森林 組合苗畑	西伯郡大山 町上方

鳥取県告示第七百三十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立松保地区公民館建設工事

三 起業地

1 収用の部分

鳥取市布勢字河徳地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第七百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十六号福米公園

事業施行期間 昭和五十四年八月二十八日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

米子市西福原字御建通小下毛地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第七百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年八月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第二・二・十九号青木団地三号公園

三 事業施行期間

昭和五十四年八月二十八日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分  
 米子市青木字新宮、字三崎谷平及び字丸山地内  
 使用の部分  
 なし

公 告

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の5の規定により、昭和54年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施する。

昭和54年 8月28日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時

昭和54年11月11日（日曜日） 午前10時から午後1時50分まで

イ 場所

倉吉市

(2) 試験の科目

科 目	範 疇	目 録
液化石油ガスに関する基礎知識	1	物理及び化学の基礎知識
	2	液化石油ガスの物性
液化石油ガス設備工事に必要な機械、器具又は材料（以下「器具等」という。）に関する知識	1	容器及び容器バルブ
	2	調整器
	3	ガスメーター
	4	気化装置
	5	配管用材料
	6	配管用具
	7	その他の器具等
配管理論、配管設計及び燃焼理論	1	配管理論
	2	供給設備及び消費設備の設計
	3	配管図面の作成及び管理
	4	給排気設備の構造及び機能
液化石油ガス設備工事の施工方法	1	配管用材料及び工具の使用方法
	2	硬質管の加工及び接続の方法
	3	器具等の取付け方法
	4	器具等の腐しよく防止の方法
供給設備及び消費設備の検査の方法	1	気密試験の方法
	2	漏えい試験の方法

供給設備及び消費設備の保安に関する法令、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（昭和43年通商産業省令第14号）並びにその他関係法令

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和54年12月 9 日（日曜日） 午前10時から  
 イ 場所 倉吉市

(2) 試験科目

- ア 配管用材料及び工具の使用
  - イ 硬質管の加工及び接続
  - ウ 器具等の取付け
  - エ 気密試験の実施
  - オ 漏えい試験の実施
- 3 受験手続  
 次の書類を鳥取市東町一丁目 220 番地鳥取県総務部消防防災課危険物係へ提出すること。

(1) 受験願書

鳥取県LPガス協会に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書出願前6月以内に脱帽、正面、上半身を撮影した縦6センチメートル、横5センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受付期間

昭和54年 9 月 1 日から同月17日まで

5 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 9,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

クリーニング業法（昭和25年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のように実施する。

昭和54年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 林 鴻 三



- 1 試験の日時
- (1) 学科試験  
昭和54年10月5日(金) 10時から12時まで
- (2) 実地試験  
昭和54年10月5日(金) 13時30分から
- 2 試験の場所
- (1) 学科試験  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁第二庁舎第21会議室(7階)
- (2) 実地試験  
鳥取市南吉方一丁目71番地の2 鳥取県理容美容高等専修学校
- 3 受験資格
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者
- 4 試験科目
- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能
- 5 受験手続
- (1) 提出書類  
ア 受験願書(別記様式による。)  
イ 履歴書  
ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で写したものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
- エ 受験資格を有することを証明する書類
- (2) 受験願書の提出先  
ア 鳥取県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所  
イ 鳥取県外に住所を有する者は、(〒680)鳥取市東町一丁目220番地鳥取県衛生環境部衛生課  
(3) 受験願書の提出期間  
昭和54年9月1日から同月14日まで。ただし、郵送の場合は、同月14日までの消印があれば有効とする。
- 6 試験手数料及びその納付方法
- (1) 試験手数料 5,000円
- (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。  
なお、鳥取県外に住所を有する者であつて鳥取県収入証紙を購入できないものは、試験手数料相当額を現金書留で送付すること。
- (3) 納付した手数料は、返還しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験  
受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験  
アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ(綿の混入率が、35パーセント以上のものに限る。)
- 8 その他

- (1) 出願者には、試験の日の前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地为管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7187）に照会すること。
- (3) 文書によつて照会する場合は、50円切手をはつた返信用封筒を同封すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

収入証紙  
 はり付け欄

昭和 年 月 日

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

本 籍

住 所（番地及び〇〇方まで記入すること。）

郵便番号 □□□-□□

氏 名

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円（送料を含む。）】